相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市北区楠味鋺一丁目四〇七番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　内藤　英明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　名古屋市中区丸の内三―八―一〇ＩＳＨ丸の内ビル五階Ｂ号室ひなた法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小堀　良治

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県津山市院庄四〇六番地、最後の住所滋賀県湖南市サイドタウン三丁目一五番一八号　被相続人　亡　下山　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　事務所滋賀県東近江市八日市上之町二番七号ウイング八日市二〇三　相続財産管理人　弁護士　湯浅　浩明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍京都市下京区花屋町通櫛笥西入薬園町一六三番地、最後の住所京都市伏見区横大路橋本一二番地の一伏見スカイハイツ五〇六号　被相続人　亡　乾　七三男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　京都市中京区河原町通二条西入　宮崎ビル二階　中村利雄法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮崎　純一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市灘区篠原北町四丁目四番、最後の住所大阪市北区西天満六丁目四番八号ル・グランデ東梅田三〇一号室　被相続人　亡　徳岡　基子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　大阪市北区西天満五丁目一番三号南森町パークビル六階　相続財産管理人　弁護士　斎藤　英樹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市大正区北村二丁目一六番地、最後の住所大阪市住之江区御崎六丁目二番二―八〇一号　被相続人　亡　福田　亮

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　大阪市北区西天満四―一一―二二阪神神明ビル九階・二階　相続財産管理人　弁護士　藤原　誠

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中区大須一丁目二〇番地、最後の住所大阪府大阪市平野区長吉出戸七丁目三番二―四〇三号　被相続人　亡　早川　滋

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　大阪市中央区平野町二―二―一三マルイト堺筋ビル三階　相続財産管理人　弁護士　尾熊　弘之

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神戸市長田区池田谷町四丁目八番地、最後の住所神戸市長田区明泉寺町一丁目五番五―一〇六号　被相続人　亡　島谷　弘三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　神戸市中央区京町八〇番　クリエイト神戸九階　弁護士法人東町法律事務所　相続財産管理人　弁護士　芳田　栄二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県西予市野村町栗木一二三二番地、最後の住所愛媛県大洲市肱川町山鳥坂二〇番地　被相続人　亡　森岡　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　愛媛県大洲市河辺町河都一一七番地一　相続財産管理人　梅木　良照

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県伊万里市山代町楠久一〇五八番地五、最後の住所長崎県佐世保市相浦町一三九番地　被相続人　亡　深江　睦佑

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十六年八月十九日　長崎県佐世保市祇園町二一六番地一ＪＧＭヴェルデヒルズ交通公園一三〇一号、事務所長崎県佐世保市高砂町四番一一号　相続財産管理人　松田　信哉

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年八月十九日

一　墳墓等所在地　大阪府大阪市北区与力町二番一号

一　墳墓等の名称　天徳寺境内墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府大阪市北区与力町二番一号　天徳寺　代表役員　藤井　利哉

無縁墳墓等改葬公告

当霊苑墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十六年八月十九日

一　墳墓等所在地　大阪府四條畷市清瀧八五番地

一　墳墓等の名称　別宮墓地

一　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一　改葬を行おうとする者　大阪府四條畷市清瀧四四五―七　別宮墓地管理組合　組合長　小林　博

債権申出の公告（第三回）

当厚生年金基金は平成二十六年八月一日厚生労働大臣の認可を受け解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十六年八月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十六年八月十九日　東京都北区浮間五―四―五一　日本交通連合厚生年金基金　代表清算人　川鍋　一朗

第８期決算公告　平成26年６月24日

東京都中央区日本橋兜町６番５号

株式会社ＵＡＣＪ銅管販売

代表取締役　根来　正昭

貸借対照表の要旨（平成26年３月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	3,757,118
	固定資産	136,067
	資産合計	3,893,185
負債及び純資産の部	流動負債	3,679,020
	固定負債	25,131
	負債合計	189,034
	資本金	74,500
	資本剰余金	24,500
	資本準備金	24,500
	利益剰余金	90,034
	その他利益剰余金	90,034
	（うち当期純利益）	(65,000)
	純資産合計	3,893,185
	負債・純資産合計	3,893,185